

法務省政策評価懇談会（第49回）議事録

1. 日 時

平成29年7月7日（金）9：58～11：52

2. 場 所

法務省大会議室（地下1階）

3. 出席者

< 政策評価懇談会構成員 >

伊藤 富士江	上智大学総合人間科学部社会福祉学科教授
井上 東	公認会計士
大沼 洋一	駿河台大学法学部教授
(座長) 田中 等	弁護士
宮園 久栄	東洋学園大学人間科学部教授

< 省内出席者 >

秘書課長	松 本 裕
秘書課企画調査官	池 田 仁
秘書課企画調整官	小 林 進
秘書課補佐官	中 島 祐 司
人事課補佐官	横 井 秀 行
官房参事官（予算担当）	大 原 義 宏
施設課技術企画室長	桜 田 由香里
厚生管理官総括補佐官	甲 斐 琢 磨
司法法制部参事官	藤 田 正 人
官房付兼司法法制部付	松 本 朗
民事局参事官	大 谷 太
民事局参事官	村 松 秀 樹
民事局戸籍企画官兼民事局付	北 村 治 樹
官房参事官（刑事担当）	上 原 龍
矯正局成人矯正課企画官	森 田 裕一郎
保護局更生保護企画官	杉 山 弘 晃
保護局処遇企画官	勝 田 聡
人権擁護局参事官	谷 中 文 彦
訟務局訟務企画課訟務調査室長	岩 本 尚 文
入国管理局総務課企画室長	近 江 愛 子
法務総合研究所総務企画部副部長	野 原 一 郎
法務総合研究所研究部総括研究官	栗 田 知 穂
法務総合研究所研究部総括研究官	田 中 秀 樹

法務総合研究所国際協力部副部長 伊藤 浩之
公安調査庁総務部総務課企画調整室長 小野寺 聡

<事務局>

官房付（政策評価企画室長） 阿部 健一
秘書課上席補佐官 小島 まな美

4. 議題

- ・平成28年度法務省事後評価実施結果報告書（案）について
- ・その他

5. 配布資料

資料1：平成28年度法務省事後評価実施結果報告書（案）
資料2：法務省政策評価に関する基本計画
資料3：平成28年度法務省事後評価の実施に関する計画
説明資料1：民法（債権関係）の見直し【民事局】
説明資料2：刑法の一部を改正する法律の概要【刑事局】

6. 議事

- 田中座長 それでは、定刻になりましたので、これより第49回法務省政策評価懇談会を開催いたします。なお、本日、出雲委員、野澤委員は御都合により欠席されております。初めに、法務事務次官挨拶がございます。
- 松本秘書課長 秘書課長の松本でございます。本日は、黒川事務次官が公務によりやむを得ず欠席となりましたので、私が代読させていただきます。
- 委員の皆様におかれましては、御多忙のところ、本年度第1回目となる第49回政策評価懇談会に御出席いただき、誠にありがとうございます。
- 政策評価については、本年5月に公表されました統計改革推進会議における検討結果を踏まえ、証拠に基づく政策立案の推進が求められているところでございます。当省におきましては、より客観的証拠に基づく政策のPDCAサイクルを確立することに努め、評価の客観性の向上を図った上、政策評価の結果を政策の改善等に一層活用してまいりたいと考えております。
- 本日は、委員の皆様から御専門の分野における知見や幅広い経験などに基づきまして、是非とも忌たんのない御意見をいただきたいと存じます。そして、今後とも、法務行政につきまして、一層の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます、挨拶とさせていただきます。
- 以上、代読でございます。
- 田中座長 ありがとうございます。
- 小島上席補佐官 ここで、公務により秘書課長は退席いたします。
(松本秘書課長 退室)
- 田中座長 それでは、まず初めに、本日の審議事項について、事務局から説明願います。

○小島上席補佐官 事務局を務めさせていただいております、秘書課政策評価企画室上席補佐官の小島でございます。

初めに、本日の審議事項について御説明いたします。

本日御審議いただくのは、「平成 29 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」についてでございます。本案は、「平成 29 年度法務省事後評価の実施に関する計画」に基づいて、同年度に実施した施策を評価し、その結果を取りまとめたものでございます。

御審議用の資料といたしまして、委員の皆様方の席上に資料を 3 点配布させていただきました。資料 1 は「平成 28 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」、資料 2 は「法務省政策評価に関する基本計画」、資料 3 は「平成 28 年度法務省事後評価の実施に関する計画」でございます。資料 1 につきましては、委員の皆様方に事前にお送りいたしました「法教育の推進」及び「保護観察対象者の改善更生等」に変更がございました。変更内容につきましては、それぞれの施策について御審議いただく際に御説明いたします。なお、政策評価に関係する法令等につきましては、参考資料として青いファイルの中に用意いたしましたので、適宜御参照いただければと思います。

次に、今回御審議いただく施策について御説明いたします。資料 1 を 1 枚めくっていただき、目次を御覧ください。現在、法務省が政策評価の対象としている施策は 20 施策でございますが、今回、政策評価の対象となっております施策は、目次に記された 18 施策でございます。目次未記載の施策につきましては、モニタリング中であるため、今回は事後評価を行いません。平成 28 年度に当省が実施したこれら 18 施策の結果及び評価等につきまして、委員の皆様方から御意見・御質問を頂戴したいと存じます。

本日の審議事項に関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、議題であります「平成 28 年度法務省事後評価実施結果報告書（案）」について御議論いただきたいと思います。

初めに、基本政策 I 「基本法制の維持及び整備」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○小島上席補佐官 それでは、基本政策 I に係る事後評価の概要につきまして、御説明いたします。

基本政策 I に係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」、「法曹養成制度の充実」、「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」、「法教育の推進」、「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」です。

まず、5 ページを御覧ください。「社会経済情勢に対応した基本法制の整備」について御説明いたします。

この施策は、社会経済情勢等の変化に応じて、民事・刑事基本法制を整備することにより、国民が豊かな創造性とエネルギーを発揮する社会を実現すること、我が国の経済の活力の維持・向上を図ること、事後チェック・救済型社会の基盤を形成し、社会の安定を図ることを内容としており、本年度は中間報告で、この施策の最終的な評価は平成 32 年度に行う予定としております。具体的な法整備や立法作業の状況につきましては、8 ページ以降の一覧表のとおりでございます。

なお、民事関係の「民法（債権関係）の見直し」につきましては、本年5月に「民法の一部を改正する法律」が成立し、同年6月に公布されているところですが、本報告書は平成28年度中の状況を取りまとめたものであるため、資料には「国会提出中」と記載しております。

次に、12ページを御覧ください。「法曹養成制度の充実」について御説明します。

この施策は、高度な専門的な法律知識、幅広い教養、豊かな人間性及び職業倫理を備えた多数の法曹の養成及び確保、その他の司法制度を支える体制を充実・強化するというものでございます。また、その目的を達成するため、平成25年7月16日に法曹養成制度関係閣僚会議において決定された「法曹養成制度改革の推進について」、さらに平成27年6月30日に法曹養成制度改革推進会議において決定された「法曹養成制度改革の更なる推進について」において示されている施策のうち、法務省が担当する事項について、課題の検討を行うとともに、施策を実施することを目標としています。

この施策の測定指標としては、二つの定性的指標が設定されており、一つ目は「法曹有資格者の活動領域の在り方に関する検討及び必要な取組の実施」、二つ目は「法曹養成制度改革を推進するための取組の実施」です。いずれの測定指標も目的を達成したことから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、目標達成と評価しております。

次に、59ページを御覧ください。「裁判外紛争解決手続の拡充・活性化」について御説明します。

この施策は、国民の権利の適切な実現のために、紛争の当事者が、その解決を図るのにふさわしい手続を容易に選択できるように、裁判外の紛争解決手続について、その拡充及び活性化を図るといいます。この施策は、平成26年度及び平成27年度はモニタリング対象であったため、今回は平成26年度から平成28年度について評価を行うこととなります。

この施策は、民間紛争解決手続の業務を行う事業者の多様化及び拡充を図ることを目標としているところ、測定指標の目標をおおむね達成としていることから、施策の目標達成度合いの測定結果は、相当程度進展ありと評価しております。

次に、67ページを御覧ください。「法教育の推進」について御説明いたします。

この施策は、国民一人ひとりが、法や司法の役割を十分に認識し、法やルールにのっとった紛争解決能力を身に付けることや、司法の国民的基盤の確立を図るために、法教育を推進するというものです。この施策は、法曹関係者、教育関係者、有識者で構成される法教育推進協議会等を開催し、協議、情報交換等を行い、その内容を広く情報提供すること、法教育の意義についての理解を広め、法教育の実践が拡大するよう、法教育に関する広報活動や法教育活動に対する協力や支援等を行うことを目標としています。

そして、本施策の測定指標としては、「協議会等の活動状況」及び「法教育活動への協力・支援、法教育に関する広報活動等の実施状況」の二つの定性的指標が設定されているところ、これら測定指標のいずれも目標を達成していることから、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、目標達成と評価しております。

なお、こちらの施策につきましては、委員の皆様にも事前にお送りした資料では、測定指標2の参考指標「法教育事業実施回数」の平成28年度の回数を集計中としておりましたが、集計が終了いたしましたので、今回の資料には回数を記載しております。

続きまして、72 ページを御覧ください。「社会経済情勢を踏まえた法務に関する調査研究の計画的実施と提言」の「性犯罪に関する総合的研究」について御説明します。

本研究は、性犯罪の実態を分析し、性犯罪者の処遇、その他の性犯罪対策の効果・問題点等を明らかにすることによって、性犯罪者の再犯防止のための効果的な施策のために有益であり、また、今後の調査にも資する資料を提供することを目的としており、平成 24 年度に事前評価を実施した上で、平成 25 年度から平成 26 年度までの 2 か年で実施した研究です。

本研究については、外部有識者等で構成される研究評価検討委員会による事後評価を実施しておりますが、同委員会においては、77 ページに記載のとおり、大いに効果があったと認定されています。これらを踏まえた事後評価の内容や研究結果の概要等につきましては、報告書に記載したとおりです。

基本政策 I に関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明に関しまして、御意見、御質問があればお願いいたします。井上委員、お願いします。

○井上委員 御説明ありがとうございます。

ちょうど 1 年前に、ここに座らせていただいて、平成 27 年度の政策に関する意見を申し上げましたが、平成 28 年度に関しても同じ質問をさせていただきたいと思っています。それは、去年私が質問したことが、まだ平成 28 年度のこの評価の結果には、明確に記載されていなかったものですから、そのあたりはどうか、ということが趣旨でございます。

まず、「法教育の推進」について、昨年申し上げたことを簡単に言うと、余り難しい専門的なことを子供たちに教えるよりは、道徳的な、すごく分かりやすいところで気づきを与える、そういったもので教育というのを推進することが、個人的にはいいのではないかということです。そのあたり、そういった施策を法教育の中に取り入れているかということですが、それについては、平成 28 年度の評価の中の 69 ページの有効性とか効率性のところでは余り具体的に書かれていなかったもので、その点について、少し変わったことがあるのか、余り動きがないのかということをお教えいただきたいというのが一点。もう一点は、これは先ほど秘書課長もおっしゃっていましたが、やはりデータに基づく政策ということで、法教育も、いわゆるデータをベースに改善したほうがいいのではないかということです。例えば、子供たちへのアンケート。この法教育については、今回は授業の回数というのを一つの参考指標にしていますけれども、授業を聞いてどうだったのかという子供達へのアンケートがされているのかどうか、まずそこも、この文章の中では読み取れなかったもので、アンケートはされているのか。もしされていなければ、されたほうがいいのではないかと思います。

続けて、去年と同じ質問ですが、研究に関して、私は昨年、研究においても PDCA サイクルを回すべきであると、つまり、研究した成果の知見を使って、それを提言するだけではなくて、次の具体的な施策に反映させるような、そういった考え方を持つべきであると、そのあたりいかがでしょうかという質問をしたのですが、今回も、文章的な字面だけを見ますと、例えば、73 ページのところ、そういった読み方ができるかどうか

かは別なんですけれども、例えば、上から4行目あたりに、この分野における各国の調査を行って、各国の対策は罰則の強化とか刑事罰の拡大、刑罰の執行段階における処遇施策の充実強化、いろいろな政策が展開されており、最新の知見を収集することは今後の我が国の性犯罪対策の参考とするために有益であると、正にここはP D C Aサイクルが回っているような書きぶりをしているんですけれども、結論のところ、これらの最新の知見を収集することは、今後我が国の性犯罪対策の参考とするために有益であると、結論のところ、結論のところがすごく軽い書きぶりなので、私はもっと具体的な、前向きな政策に生かすことを念頭に置いているというような表現が出てくることを期待していたのですけれども、そのあたりいかがでしょうかということが、二点目の質問です。

○田中座長 ありがとうございます。

法務省、いかがでしょうか。

○小島上席補佐官 御質問ありがとうございます。事務局でございます。

大きく2つの分野で質問が出ました。

まず、一つ目は法教育の推進に関する質問でしたので、司法法制部から、回答願います。

○松本官房付 司法法制部の松本でございます。

井上委員から、先だってその御質問を頂いたときも、私、ここに座っておりましたので覚えております。引き続き御関心を持っていただきましてありがとうございます。

まず、一つ目の、余りレベルの高いことではなくて道徳的なところから学ばせた方が良いのではとの御意見ですけれども、先に私どもの方からお答えしましたとおり、既に道徳の中に法教育の要素が盛り込まれています。学習指導要領上も、道徳の中で、約束や決まりの意義を理解してそれらを進んで守ること、また、よりよい決まりの在り方を考えるといった内容を扱うこととされており学校現場でもある程度実施されているものと認識しています。

私どもも、法教育について、余り大上段に構えて難しいことをやろうとは考えておりません。現場の先生方にまずは法教育というものを意識していただいて、日頃の授業、例えば道徳ですとか社会科、公民科といった様々な教科の中でやっていただけたらと思っております。そのために、現在、高校生向け教材や、小学生、中学生向けの視聴覚教材の作成を目的として法教育推進協議会の下に設置した教材作成部会においても、構成員である現場の先生方とお話をしながら、学校現場での法教育の実践拡大に向けた検討を行っております。学校にもいろいろな、中高一貫の学校もあれば、公立の学校もありますので、レベルに応じた授業をやっていく必要があるということは現場の先生からも指摘されているところです。ですので、引き続き、推進協議会の場などで議論し、文部科学省や地方の教育委員会とも連携しながら、井上委員の問題意識を踏まえて、難しいことではなく至近なところから法的なものの考え方を身に付けられるような教育を、道徳をはじめ様々な教科、科目で実践していただけるように頑張りたいと思っております。

次に、子供を対象としたアンケートの実施についてですが、こちらも前回、大沼委員から同様の御指摘を頂いたところでございます。こちらにつきましては、御意見を踏まえて、現場の先生方と協議しているところですが、ただ、今、正に、小学生、中学生向

けの紙の教材を更に使ってもらえるようにするため、これを基にした視聴覚教材と高校生向けの教材を作っているところがございます。教材作成の過程では、パイロット的な授業を幾つかやろうと考えており、また、完成後にも、反響などを見るために幾つかの学校において、作成した教材を用いて法教育授業を実施しようと思っております。まずは、そういうところから生徒たちの反応を見ていって、それを踏まえた上で、内容も考えながらアンケート展開するのがいいのではないかと、推進協議会の委員の先生方からもサジェスションを頂いております、現時点では、実施のタイミングを図っているところでございます。

井上委員の御指摘、本当にそのとおりだと思いますので、頂いた御指摘をうまく実践していけるように、私どもも考えていきたいと思っております。ありがとうございます。

○田中座長 一つ目の質問について、井上委員、よろしいですか。

○井上委員 はい。

○小島上席補佐官 では、二つ目の質問につきまして、法務総合研究所、お願いいたします。

○田中総括研究官 それでは、PDC Aサイクルの関係で、今回の研究の成果がどういう形で施策に生かされたかという点について、少し御説明させていただければと思います。

本研究におきましては、性犯罪の再犯の実態ですとか再犯要因に係る詳細な分析を行いました。また、強姦又は強制わいせつに及んだ出所受刑者の再入率のデータ、こういったものを提供しております。関係部局におきましては、この性犯罪受刑者の再犯要因の把握を本研究に基づいて進めていると承知しております。

また、本研究の提言の一つに、痴漢事犯者に対する処遇プログラムの効果的な運用というような提言をさせていただいております。これにつきまして、関係部局において、痴漢事犯者への対応に関しまして、通常の性犯罪処遇プログラム、標準的な指導期間というのは、痴漢事犯者には長過ぎて対応できないというようなところがあるようでございますけれども、このプログラムの対象者の多くが痴漢事犯者であるということに鑑みまして、本研究におきまして分析をしまして、痴漢型の特徴を踏まえまして、プログラムの効果的な実施に向けて検討を進めておられるという具合に聞いております。

また、本研究で、全体で1,800人程度の特別調査をしておりますけれども、その中の痴漢事犯者に関するデータを活用いただきまして、関係部局のほうで痴漢事犯者に対するプログラムの効果等を検討いただいて、その結果を矯正施設の指導担当者向けの執務資料に掲載するというような形で、指導の充実にも努められておられるという具合に承知しております。

それと、最後に、今回、海外調査ということで、再犯要因を分析する際に、海外の先行研究というのをレビューしております。その中で、リスク要因等の分析に際して、海外の知見を研究の中で活用させていただいているというような状況でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

井上委員、今の回答でよろしいですか。

○井上委員 同じ内容なんですけど、例えば、85ページと88ページ、この有効性の評価で、正に、重要視されているのが、この研究が、法令・施策の立案、事務運用の改善等の検

討、大学の研究等に利用されたかというところで、やはりこの評価の置き方として、一番重要なのが法令・施策の立案、事務運用の改善等の検討がまず最大である。その後、大学の研究等に大いに利用する、私はそういうふうにしたのですが、そういった意味では、前半部分の書きぶりが、検討の際の基礎資料として利用されているにとどまっているのは、すごく合っていないなど。これでAという判定なのかなというところを、確認したかったので、そうではないということであれば、もっと分かりやすく施策に使われているというふうに書いてもらおうと、国民には分かりやすいなと思っています。

○栗田総括研究官 法務総合研究所研究部の総括研究官、栗田でございます。ありがとうございます。御指摘いただきまして。

まず、私どものやっている研究というのが、非常に基礎的な研究というところがございます。法案という形に直結するまでには、ちょっと若干年月がかかるというところ、御理解賜われればというところがございます。

ただ、今般、刑法の改正がございまして、もちろん今回評価いただいている性犯罪の研究が直にその刑法改正に結びついたというわけではないわけで、今回の刑法の改正というのはまた別のいろいろな契機でなされているわけなんですけれども、ただ、その立法の準備の過程においては、今回の研究の基礎的データというのも関係部局等で活用いただいたというふうに伺っておりますので、そういった意味では、今回の研究についても政策の立案過程において活用されたというふうに言い得るのかなというふうに、私も考えているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○井上委員 そうであれば、そのように書いてもらおうと、より分かりやすいなと思います。以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに御質問はございますでしょうか。

○田中座長 大沼委員、お願いします。

○大沼委員 それでは、中身を理解する上での状況説明をお願いしたいのですが、まず1点目が、10ページの民法と会社法の改正に関してです。民法に関しては、今般5月に成立、6月に公布ということですが、実際問題として、施行するためには、関連法制度の整備が必要かと思えます。関連法制度の整備、成立を見越した民法の施行時期というのは、実際、いつ頃になるのか、また、いつ頃になりそうなのかというふうなことが予測できるのであれば教えていただきたい。

加えて、会社法関係のうち、企業統治関係、コーポレートガバナンスということですが、近般、ホールディングスと申しまして、要するに、自分の会社は独自の業務はやらないと、グループの統治が目的でつくられている会社であって、基本的にはグループの統治以外にはやらないという会社が増えてきているかと思うのですが、その場合の、もし子会社において何か不祥事とか第三者に損害を与えるというふうなことが起きた場合における、そのホールディングス及び取締役の責任についての論議及びその法制というのは、今後検討される状況になっているのかどうか、答えられる範囲で結構ですので教えていただきたい。

それから、2点目ですが、14ページの法曹養成制度に関する問題ですが、

いろいろな意見の対立があることは承知しておりますが、現在、74校のうちの4割近くが廃止するというふうな状況になってきているかと思えます。ロースクールというのは必ずしも成功していない、むしろ失敗だったんじゃないかということですが、ロースクールの問題点の一つとして、その存在意義が、司法研修時における実務教育を代替するという狙いがあったかと思うのですが、実際は、そういった科目は置かれていても、それほど熱心に実務教育がなされているわけではない。その原因の一つに、そもそも司法試験の受験科目の中に実務科目がないために、学生はなかなか熱心にやらないということで、十分機能していないのではないかということが言われており、他方、ロースクールができたことによって、大学の研究者養成機能というのが喪失してしまったのではないかというような問題点があるとされています。それについての論議や、状況説明をしていただければと思います。

それから、3点目は、先ほどの井上委員の質問とも関係するものですが、法教育について、68ページのように少しずつ予算を増やしたり減らしたりしながら実施しているということですが、実際の法教育の中身について教えていただきたいなと思います。というのは、いろいろなやり方がありまして、知識提供型にするのか、あるいは、何か実際のモデルケースを示して、それについてのルールをみんなで形成するというようなルールの形成授業といった形ですか、あるいは、社会における法の存在意義というような、いわば社会科的な中身ですとか、いろいろあると思うのですが、どういうふうな理念で、どこに力点を置いて法教育をなさっているのか、それを教えていただきたいと思えます。

最後、4点目ですけれども、法務総合研究所による調査ですけれども、76ページに、提言という項目がありまして、従前から、一般的な調査はもちろん重要ですが、政策として行うためには、アウトカム、それによってどんな成果が得られるのかということについての御説明が必要ではないかというふうに申し上げていたのですが、76ページの第1から第3というのは、そういった中身を含むものではないかというふうに思っているわけです。そのような理解でいいのかどうか。また、それが、実際の今後の捜査とか、あるいは捜査以外の何らかのものに結びついていく可能性があるのかどうか。第1では、初期対応の重要性というふうにいつている、この性犯罪者というのはセックスに依存するというふうな傾向が多いので、それがなかなか再犯率が低くならないことの原因ではないかと思うんですが、調査の提言を、捜査だけじゃなくて、もう少し関係機関ともリンクさせていくような予定があるのかどうか。この4点について御説明していただければと思います。

○田中座長 ありがとうございます。

法務省、お願いします。

○小島上席補佐官 事務局でございます。

1点目の民法と会社法関係について、民事局、お願いいたします。

○村松参事官 民事局参事官の村松でございます。

最初に御質問いただきました民法と会社法の関係について御説明いたします。

まず、民法の関係でございます。御指摘いただきましたように、債権法の改正、やっとなりて成立いたしました。一応この債権法の改正法案は、債権法の改正法案そのものと、そ

れから、あわせまして整備法という形で、関係法令についての必須の整備というものについては行ってございます。したがって、基本的には、これをもって法律の整備は一応済んでいて、しかし、周知というのは非常に需要だと、こういう御指摘は非常にいただいております。債権法の改正、多くの改正行っておりますけれども、そういったものを前提に、その契約書を見直すのか、あるいは契約の実際のありようですね、そういうところもやはり見直しをしていかななくてはいけないのかといったところの検討、さらには、その実施というのを、民間団体の皆様と御一緒にやっていかなきゃいけないと、こういうような話がございます。実際、法案におきましては、法律の中身としましては、施行後3年以内の政令で定める日から施行するというようにしてございます。今年の6月2日に公布されておりますので、そこから3年以内の日で施行すると、こういうようなことではございますが、基本的には、2020年の施行ということを目指す、つまり、ほとんど3年いっぱい使って、よく周知をした上でやりたいと、こういうふうに思っているところでございます。

それから、関連法令に関しましては、今申し上げましたように、必須の整備というのはやっているつもりでございますけれども、民法のこの改正を契機にして、改正の議論がまたされているという分野もございまして、例えば消費者契約法ですとか、そういった分野については、消費者庁のほうで検討は進められており、逐次改正が検討され進められると、こういうような関係になってございます。

それから、次、会社法の関係でございます。御指摘のとおり、ホールディングス形態での企業のグループの形成というのが行われておりますし、そういった中で不祥事なんかも起きて、どういふふうにそういうのを統治していくのかというのが重要な課題になっているところだと思うんですが、申しわけございません、ちょっと私、民法のほうの直接の担当でございまして、会社法制の審議会のほうで、今どこまで見通しているのかということは申し上げにくいんですけれども、もちろん重要な課題として見ていかなきゃいけない、そういうものだという認識だと思います。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

○小島上席補佐官 続きまして、2点目と3点目の質問につきまして、司法法制部、お願いいたします。

○藤田参事官 司法法制部の藤田でございます。

まず、2点目に御質問いただきました法科大学院の関係について、お答えさせていただきます。

委員から御指摘いただきましたとおり、法科大学院の教育や組織の在り方については、各方面から関心と御意見をいろいろいただいているところでございまして、我々といたしましても非常に重要な課題であると認識しているところでございます。

その検討状況というお尋ねでございましたが、法科大学院の在り方に関する方向性としては、平成27年6月の法曹養成制度改革推進会議決定において、大きな方向性を決めております。具体的には、法科大学院制度につきましては、平成30年度までを集中改革期間といたしまして、その間に、御指摘のあった教育の充実も含めた必要な取り組みを行うということで、現在、各個別の施策を進めているところでございます。

その内容としては、大きく三つの観点で、文部科学省を中心に、課題の検討を進めているところをごさいます、具体的には、法科大学院の組織の見直しをどうするかという問題、法科大学院の教育の質の向上をどう図るかという問題、さらには、法科大学院における経済的・時間的負担の軽減をどう図るかというものでございます。法務省といたしましても、文部科学省の検討に協力する立場から、法曹養成制度改革連絡協議会という両省が共同して協議をする枠組みがございますので、その会議の中で、情報共有等を図っております。例えば、組織の見直しについては、公的な支援の在り方をどうするかという観点、教育の質ということでは、例えば、法学部を経ない未修者に対する教育をどうするかという観点、さらには、負担という点では、経済的支援の充実をどうするかといった観点、そういった観点について、文部科学省の審議会における検討状況も共有しながら、意見交換をしているという状況でございます。

いずれにしましても、先ほど御指摘あったとおり厳しい状況にごさいます、また、政府として平成30年度という期限を定めての取組でございますので、またこの場でしっかりと報告ができるように、我々といたしましても引き続き検討を進めてまいりたいと考えております。

○田中座長 ありがとうございます。

○松本官房付 司法法制部から、法教育についてお答えさせていただきます。

法教育につきましては、法律や制度についての知識を教えるものではなく、法やルールの意義を考えさせる思考型の教育であると考えております。

現在の学習指導要領においては、小学校については社会科と道徳、中学校も社会科、道徳、高校においては公民科を中心に、法教育の内容を教えることとされています。そのうち、どこか特定の教科、例えば社会科に重点を置くとか、こういったことについては、法教育の推進協議会の委員の先生方からも、必ずしもすべきではないとの御指摘を頂いているところでございます。また、取り組み方につきましても、法教育のメインのプレイヤーは当然学校の先生だと思っておりますが、他方で、例えば弁護士の先生ですとか、各士業の方々もいろいろ取り組んでいらっしゃいます。そういった、いろいろなプレイヤーごとの法教育の在り方というのものもあるだろうと、こういうものも縛るべきではないとの御意見も協議会で頂いているところでございます。そういった中で、法務省としましては、文部科学省と連携しながら、まずは学校の先生方に法教育について認知いただき、法教育授業の実施率を上げていくためにどうしていくか、やれることをやっていこうと考えているところでございます。

○小島上席補佐官 それでは、4点目の調査研究について、法務総合研究所、お願いいたします。

○粟田総括研究官 法総研研究部の粟田でございます。

御指摘いただきましてありがとうございます。研究のアウトカムの部分の重要性について、先生おっしゃるとおりと思います。

現場に対するフィードバックの関係ですけれども、まず、検察のほうですね、捜査、公判の検察官等についてですけれども、ホームページあるいは冊子として、既にこの研究の結果というのは公開してございますので、既に関心のある検察官多数見ておられるものと思います。また、今後、今ちょうど、ちょっと準備中の段階ではあるんですけれ

ども、より幅広く職員に対してこの研究の内容というのを広めるために、パソコンですね、省内のネット機能等を通じましてダイジェストを伝えることによって、より弾力的な捜査活動、公判活動といったものに生かしてもらいたいというふうに、今準備をしているところでございます。

それから、矯正の関係におきましても、今回矯正プログラムにおいて、再犯リスクの減少に一定程度効果があったということの検証が得られたものでありますので、矯正局のほうで、そのプログラムのよりブラッシュアップを図られるというふうに伺っております。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

宮園先生、お願いします。

○宮園委員 今の法教育に関してですけれども、この報告書を見ておきますと、結局、いろいろな審議記録とかも全部元データを見ないと分からなくて、例えば、法教育であれば、その法教育の教材などが作成されているという事実がございますが、それが、例えば、法務省のホームページに掲載されていて、そのダウンロード数であるとか、そういうものがきちっと提示されていれば、私たちはその提案された法教育というものが有効であったという判断をしやすいのではないかと思います。

また、例えば今の法務総合研究所でも、73ページのこの調査の政策効果の目的・目標というのは、この目的・目標の中に各立法の問題や今回の法改正に関しての資料を提供することということとは書かれていなくて、全般的なものになっています。法務総合研究所のやっている研究というのは、ターゲットを決めて、今回こういう法改正があるからこういう調査をする、例えば今回の場合ですと、性犯罪に関する刑法の一部改正という形に連動し、それをターゲットにして、調査を行うという形になっているのでしょうか。

例えば立法のほうで、今回こういう法改正をする予定があるから、法務総合研究所に対してこういうことに関する調査をしてほしいという依頼があつて調査が始まるというわけではないと思っています。法務総合研究所の役割、法務総合研究所が行う研究というのは、全般的な基礎研究だと思っていますところ、今回はたまたま利用される可能性が生じている、と言うことだと思います。しかし、他の委員の先生方がおっしゃられていらっしゃるということというのは、立法改正に利用される可能性があるのなら、この目的・目標に書いたほうがいいんじゃないかという御指摘だったと思います。法務総合研究所の研究は、政策に直結するような調査研究、提言をすることを目的としているものなのでしょうか、この点まず教えていただければと思います。

もしそうであるならば、この目的・目標の中にきちっと「今回の調査の目的は政策提言をすること」ということが書かれていれば、それがチェック内容として、法改正において利用されているかどうか、チェックができるのではないかと思いますのですが、その辺はどうなっているのでしょうか。

○田中座長 回答お願いいたします。

○小島上席補佐官 法教育に関する質問について、司法法制部、お願いいたします。

○松本官房付 司法法制部でございます。宮園委員、御指摘ありがとうございます。

確かに、そういった教材のダウンロードの状況ですとか、使っていただいている数と

というのは、非常に重要な指標の一つだと思いますので、今後、御指摘を活かしていく方向で検討させていただきます。ありがとうございます。

○宮園委員 実際の法教育の内容がホームページに掲載されているのであれば、ここを見てほしいという指摘がきちとなされているほうが、分かりやすいかなと思いました。

○松本官房付 そうしますと、例えば、ホームページでどのように法教育の広報が展開されているかなどについて、報告書により分かりやすく記載するということで、承知をいたしました。

○宮園委員 そこにアクセスすれば、すぐ分かるというような、状況になっているといいかなと思います。

○松本官房付 ありがとうございます。

今後、そのように対応させていただきます。ありがとうございました。

○小島上席補佐官 続きまして、調査研究について、法務総合研究所、お願いいたします。

○粟田総括研究官 法総研研究部の粟田でございます。御質問いただき、ありがとうございます。

先ほどもありましたけれども、まず、我々のやっている研究ですけれども、基礎的なものでございます。ですから、先ほどの例で言えば、刑法改正という法案のために研究がなされたのかというと、それは直ちに直結するものではないわけございまして、なぜかといいますと、結局基礎的研究なものですから、まず、データをとって分析して、それを实际形にしてというところで、やはり2年とか3年とかというようなスパンでかかってしまうわけですね。例えば、法改正の必要が生じたとか、あるいは新たな新規立法の必要が生じたというところで、こちらのほうにオーダーをもらっても、なかなかそこが追いつかないというようなところございまして、ですから、個々の法案とその研究との関係といえば、直接に結びつくものではないということになろうかと思えます。

ただ、全体的な社会に資するための在り方という意味では、法務省内の関係部局も当然法務総合研究所研究部も同じ認識でいるわけですので、例えば、性犯罪に関して、やはり再犯防止であるとか、より厳正な対処が必要であるとかといったようなところは、思いを一つにしているところでありまして、ですから、数年前にこの性犯罪についての研究も実施を決定して、その中で、刑法改正の議論というのも次第に機が熟した上で、今回具体的立法に至ったと、そういうプロセスですので、大体そこは足並みがそろってきたというところになるわけでございます。

御指摘大変ごもっともでありまして、実は、昨日も幹部会議というのがございまして、要するに、より法総研の研究を政策に直結させるために、関係部局から御提言、御意見をいただいた上で、それを踏まえて個々の研究であるとか、あるいは犯罪白書の特集を決めるといったようなプロセスも、今年度から現に実施しているところでございますので、先生の御懸念についても、そういった形で全体的には解消されるものというふうに認識しております。

ありがとうございます。

○田中座長 ありがとうございました。

続きまして、基本政策Ⅱ「法秩序の確立による安全・安心な社会の維持」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○小島上席補佐官 それでは、基本政策Ⅱに関する事後評価の概要について御説明いたします。

基本政策Ⅱに係る施策のうち、今回、事後評価の対象となっておりますのは、「検察権行使を支える事務の適正な運営」、「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」、「保護観察対象者等の改善更生等」、「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」の施策です。

まず、89 ページを御覧ください。「検察権行使を支える事務の適正な運営」について御説明いたします。

この施策は、検察活動が社会情勢の推移に即応して、有効適切に行われるようにするため、検察運営の全般にわたる改善及び検察機能のより一層の強化を図ることを内容としています。

測定指標としましては、定性的な指標を三つ設定しております。一つ目は「サイバー犯罪に対処するための職員の捜査能力の充実・強化」、二つ目は「被害者支援担当者の育成」、三つ目は「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」です。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況等、本施策に対する事後評価につきましては、設定した測定指標のうち、三つ目の「検察の機能や役割に関する広報活動の実施状況」については目標を達成、残りの二つについてはおおむね達成としており、施策全体の目標達成の度合いとしては、相当程度進展ありと評価しております。

次に、153 ページを御覧ください。「矯正施設の適正な運営に必要な民間委託等の実施」について説明いたします。

この施策は、職員の業務負担の軽減を図るとともに、矯正処遇の充実を図るため、民間委託等を実施するというものです。本施策は、平成 26 年度及び平成 27 年度はモニタリング対象であったため、今回は平成 26 年度から平成 28 年度について評価を行うこととなります。

この施策においては、「PFI 刑務所における職業訓練の充実」及び「職業フォーラムの活用」という二つの定性的指標を設定しております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、いずれも達成としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、目標達成と評価しております。

次に、165 ページを御覧ください。「保護観察対象者等の改善更生等」について御説明いたします。

この施策は、保護観察対象者等の再犯防止及び改善更生のため、社会内において適切な処遇を行うとともに、犯罪や非行のない地域社会づくりのため、犯罪予防を目的とした国民活動の促進を内容としています。この施策についても、先ほどと同様にモニタリング対象であったことから、今回、平成 26 年度から平成 28 年度について評価を行うこととなります。

測定指標は四つ設定しており、「性犯罪者処遇プログラム受講者において、受講後、問題性の程度が低下したと認められる者の割合」及び「保護観察終了者に占める無職者の割合」の二つの定量的指標と、「行き場のない保護観察対象者等の受け入れ状況」及び「犯罪予防活動の推進状況」の二つの定性的指標となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、いずれもおおむね達成としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果につきましては、相当程度進展ありと評価しております。

なお、こちらの施策につきまして、委員の皆様にも事前にお送りした資料では、測定指標3の参考指標「全更生保護施設における年間収容保護人員」及び「全自立準備ホームにおける年間収容保護人員」の平成28年度人員を集計中としておりましたが、集計が完了いたしましたので人員を記載しております。

続きまして、174 ページを御覧ください。「破壊的団体及び無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査等」についての御説明いたします。

この施策は、公共の安全の確保を図るため、破壊的団体の規制に関する調査及び処分の請求、並びに無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する調査、処分の請求及び規制措置を行うとともに、その調査の過程で得られる情報を関係機関及び国民に提供することを内容としています。

測定指標は三つ設定しており、一つ目は「オウム真理教の活動状況及び危険性の解明」という定性的な指標、二つ目は「関係地方公共団体の長からの調査結果提供請求への対応状況」という定量的指標、三つ目は「破壊的団体等に関する情報収集及び分析評価能力の向上並びに関係機関等に対する情報提供の適切な実施」という定性的指標となっております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、全ての測定指標は達成としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、目標達成と評価しています。

基本政策Ⅱに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、御意見、御質問があればお願いいたします。

○井上委員 検察権行使を支える事務の適正な運営のサイバー犯罪に対処する捜査能力の充実・強化というテーマ、89 ページのあたりで、これも、前に御質問させていただきまして、単に勉強するだけではなくて、捜査手法としてITを使った方向性というのが考えられないかということで、そういった観点で私もこの報告書を読ませていただいて、何となくこの89 ページの一番下のあたりのところに、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得を目的としたという文章があったので、少しそういった方向も考えられているのかなというふうに、この文章からは読み取ったのですけれども、特にこの間の行政事業レビュー公開プロセスでも、検察システムの新たなリニューアルの件で、やはり非常にIT技術というのは、どんどん日進月歩で進んでいるので、そのあたりの対応をちゃんとやらないとまずいんじゃないかという意見がたくさん出ていることは御存じだと思うのですが、やはりここも同じで、犯罪も、犯罪を犯す犯罪者のほうの技術も日々変わっているので、それに対応するこちら側も、それを未然に防止したり、それをいろいろな形で処罰するためには、マンパワーではなくて、その技術でも負けないような、そういった方向性が必要だと思うのですが、そういった目でこの報告書を見たところ、デジタルフォレンジックを利用した捜査手法の習得という部分ぐらいしか記載がなくて、そのあたり、実際はどうかということと、そういう方向性について、将

来的に考えられていれば、是非取り入れてもらいたいなというふうに思います。

○田中座長 ありがとうございます。

○小島上席補佐官 サイバー犯罪の件につきまして、刑事局、お願いいたします。

○上原参事官 刑事局の上原でございます。御質問、御指摘ありがとうございます。

先生から従前から御指摘いただいているところでございまして、何よりもサイバー犯罪の分野、サイバーの世界が日進月歩であって、それにちゃんと追いついていかないといけないという御指摘は、非常に重いものとして受けとめさせていただいているところでございます。

それで、先生がおっしゃっているITを使った捜査というところで、先生のイメージされているところと現場の実情ということでは、どこまで我々ができているかということでは、なかなかその研究も含めてちゃんとできているかということではいいますと、余りどこまでできているかということは、我々としてもちゃんとできているかということ、なかなか難しいところでございます。

一方で、そういった技術や外部の専門家の意見を取り入れたり、専門家を育成するという観点から御指摘も従前いただいているところでございますけれども、そういった御指摘を踏まえまして、今現実にそれを動かすことができたりまして、我々としては、今回の政策として出ているところ、指標として出ているところは、全体の底上げを狙っているところでございますけれども、それとはまた別に、こういったサイバーの分野において、中心的、指導的な人物を育成するという観点を別途持って、民間の、外部のそういうところを研究する団体に長期間派遣するというのを具体的に計画し、これ、今年度中に実現できる予定でございます。

そういった中で、サイバー犯罪の手口であるとか、そういったものを研究し、またそれをフィードバックする、あるいはそういった中で、人材交流が起きる中で、民間の方の意見をより取り入れやすくなる、そういったことが実現できるのではないかと考えておりまして、そういった中で少し、一歩進めればいかなというふうに思っているところでございます。

この分野、たゆまぬ努力が必要だと思っておりますので、今後も引き続き御指摘等いただきながら、我々としても努力を続けてまいりたいと、そういうふうに思っているところでございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかに何か御質問ございますか。

○伊藤委員 伊藤です。

153 ページからの矯正施設の民間委託等の実施というところで、測定指標として、PFI刑務所における職業訓練の充実とか、それから、職業フォーラムの活用ということで指標をとられていますけれども、こういったものを開催するということは大変いいことで、また、参加者も多いということもよく分かったのですが、実際にこういう訓練を受けた後に、就職に結びついているのかどうかということまで調べないと、就労支援対策等の充実・強化ということにならないのではないかとことを思っていて、矯正施設でそこまで統計をとったり、社会に出てから、どういうふうな就職ができたかと、そこまでやることは難しいということはよく聞くのですが、こういうふうなことを実際

調べていくのであれば、そこまで何らかの手段で調べていって、本当にこの就労対策、支援対策がうまくいっているか調べてほしいと思います。その点が1点です。

それから、2点目は、165 ページからになります、保護観察対象者の改善更生ですけれども、測定指標として、性犯罪者処遇プログラムの受講者に対して問題性の程度の低下について測定をしたということですが、問題性の程度の低下というのはどなたが判断しているのか。当事者にも聞いているのかというような点を、伺いたいと思いました。

○田中座長 ありがとうございます。

○小島上席補佐官 それでは、1点目の質問について、矯正局、お願いいたします。

○森田企画官 矯正局成人矯正課の森田でございます。御質問どうもありがとうございます。

伊藤委員御指摘のとおり、やはり就労支援の成果ということであれば、最終的に出所後雇用に結びついたかどうかということの評価するのが、本来の意味での成果であると思っております。その一方で、なかなか出所後のところまで立ち入って調査することは非常に難しいところではございますけれども、実は、昨年度からコレワークといたしまして、受刑者の出所情報と就労をマッチングさせるような取り組みも進めておりますので、コレワークでの実績等を踏まえて、刑事施設で実施している職業訓練が出所後の雇用に結び付いているかについて部分的になるかと思っておりますけれども、調べてみるということが可能かと思っておりますので、御指摘非常にごもつものことだと思っておりますので、ちょっとこちらのほうでも検討してみたいなというふうに思っております。

以上でございます。

○伊藤委員 何か保護局と連携するなどして、可能な方法があるのではないかと思いますので、御検討いただけたらと思います。

○小島上席補佐官 続きまして、2点目の質問につきまして、保護局、お願いいたします。

○勝田企画官 保護局の勝田と申します。

性犯罪者処遇プログラムの評価の方法でございますけれども、保護観察官が評価しております。ただ、保護観察対象者に質問紙とかを特別やっているわけではございませんけれども、性犯罪者処遇プログラムの中で認知のゆがみなどを測定する質問紙をやっておりますので、そのようなものを参考にしつつ保護観察官が評価するということになっております。

○伊藤委員 分かりました。

中身を読まないという意味が分かりにくいのですが、評点が低下することがいいことなんですね。

○勝田企画官 はい。

○伊藤委員 普通一般の評点では、評点が高いほうがいいというのが一般的ですが、問題性の低下という評点が使われているのは、これは質問紙でしょうか。

○勝田企画官 質問紙といいますより、保護観察官が、面接等で評価した点数ということになっております。

○伊藤委員 観察官が観察をして、相手を見てということですね。

○勝田企画官 はい、そうです。

○伊藤委員 分かりました。

○田中座長 ほかに質問はございますか。

大沼委員, お願いします。

○大沼委員 2点お願いします。

1点目は、井上委員の質問と密接に関連するものですが、サイバー犯罪の捜査について、委託業者による研修とか、あるいはそういった方面についての特別の検察官を養成することは非常に有用だというふうに思います。ただ、一つ気になるのが、今、警察でも相当力を入れているようでして、各警察に特別対策班などを設けていると。警視庁の中では、25ぐらいでしたかね、特別対策班を設けていて、FBIの方も協力しながら、その捜査方法を高めているということなんですけれども、そこでの協力連携がないと、警察がしてきた捜査を検察官が直ちには理解できないというふうな問題点が生ずる可能性があるかと思えます。そこで、そういった方面での警察との連携というのは、どの程度なさっているのか、これが1点目です。

2点目は、166ページの、協力雇用主数についてです。協力雇用主数が年々伸びてきていることは大変好ましい傾向だと思うのですが、実際のところ、これによって何人ぐらいの人が雇われているのか、その人員の伸びはどうなっているのかということと、それから、いろいろ増えている事業の中身ですが、どんな事業に雇用されていることが多いのか、この2点について御説明をお願いします。

○小島上席補佐官 それでは、1点目の質問について、刑事局、お願いいたします。

○上原参事官 刑事局の上原でございます。御指摘、御質問ありがとうございます。

まず、警察との連携ということでございますが、警察とは常に連携をとっているところでございます。例えば、こういう研修でも、警察の方にお越しいただいたりでございますとか、あるいは、各検察庁、全部ではございませんがサイバー係というのが置かれておまして、サイバー係というものは、そういったものを専門に扱うということになります。そうしますと、カウンターパートとして、警察のそういった部門の方と日頃から緊密に連絡を取り合います、そういった方と情報交換をさせていただくというようなことをさせていただいているところでございます。やはり、警察のほうで進んでいる分野でございますので、そういった知見については、我々としてもいろいろ教えを請いながら、いろいろと取り入れていきたいというふうに思っているところでございます。

○小島上席補佐官 続きまして、2点目について、保護局、お願いいたします。

○杉山企画官 保護局の杉山と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

御質問ありがとうございます。協力雇用主の下で実際に就職に至った対象者でございますけれども、年々増えております。例えば、平成26年4月1日で申しますと1,230人、それから、平成27年4月1日で申しますと1,276人、それから、平成28年4月1日で申しますと1,412人ということで、数字としては増えております。ただ、一方で、恐らく委員の御指摘の観点であるかもしれませんが、1万6,000社の協力雇用主に対して、1,400人の雇用ということでございますので、ここも、いかにマッチングと申しますか、就職に確実につなげていくかということが課題でございます。

保護観察所の方でも幾つか工夫をしておまして、一つは、保護観察所のノウハウだけでは実際のマッチングが難しいところがございますので、予算事業でございますが、

更生保護就労支援事業ということで、NPO法人等の民間の活力を頂戴いたしまして、実際にマッチングをするということですか、あるいは、平成 27 年度からでございますが、実際に雇っていただく協力雇用主の方に対しまして、刑務所出所者等就労奨励金を毎月お支払して、それでいろいろなことに役立てていただくということ、それから、協力雇用主のニーズと申しますか、なかなか出所者を雇うということに不安等があるようですので、保護観察所で実際に雇用していただいている協力雇用主に来ていただいて実際の御苦勞を聞いたり、あるいは、アンケートを実施しまして、幅広く協力雇用主のニーズを酌み取るということで工夫させていただいております。まだまだ実績が十分でないところがございますので、御指摘を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。どうもありがとうございます。

○大沼委員 業務の内容、雇用主の仕事の内容というのはどんなもので、どんなことをさせているのでしょうか。

○杉山企画官 協力雇用主の約半数の方が建設業でございます。それから、次に多いのがサービス業でございます。特に、最近では女性の対象者の就労ということがテーマの一つとなっているところでございますので、これまで建設業に偏っていたところを、飲食業ですとかサービス業というところの開拓にも努めているところでございます。

以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

ほかにございますでしょうか。なければ、次にいきたいと思っております。

基本政策Ⅲ「国民の権利擁護」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○小島上席補佐官 それでは、基本政策Ⅲに関する事後評価の概要を御説明いたします。

まず、187 ページを御覧ください。「登記事務の適正円滑な処理」について御説明いたします。

この施策は、不動産取引の安全と円滑、会社・法人等に係る信用の維持等を図るとともに、登記に関する国民の利便性を向上させるため、登記事務を適正・円滑に処理することを内容としています。

測定指標は、「登記所備付地図作成作業における作業実施面積」及び「動産・債権譲渡登記手続のオンライン利用率」という二つの定量的指標を設定しています。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、二つの測定指標いずれもおおむね達成となっており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、相当程度進展ありと評価しています。

次に、192 ページを御覧ください。「国籍・戸籍・供託事務の適正円滑な処理」について御説明いたします。

この施策は、我が国における身分関係の安定及び国民の権利の保全を図るため、国籍・戸籍・供託に関する法制度を整備し、これを適正・円滑に運営することを内容としています。

測定指標は三つ設定しており、「帰化許可申請及び国籍取得届の適正厳格な処理」及び「市区町村からの受理又は不受理の照会等への適正な対応」という二つの定性的指標と、「供託手続のオンライン利用率の向上」という定量的指標を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、三つの測定指標のいずれも達成となっており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、目標達成と評価しております。

次に、199 ページを御覧ください。「債権管理回収業の審査監督」について御説明いたします。

この施策は、暴力団等反社会的勢力が参入することなどを防止し、適正な債権管理回収業務を実施させるため、債権管理回収業の許可について厳格な審査を行うとともに、債権回収会社の業務の適正な運営を確保するため、債権回収会社に対して立入検査を中心とした監督を行うことを内容としております。

測定指標は、「債権回収会社に対する立入検査事業所数」及び「債権回収会社に対する立入検査における対象指摘事項の改善率」の二つの定量的指標を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価につきましては、いずれの測定指標もおおむね達成となっており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、相当程度進展ありと評価しております。

続きまして、207 ページを御覧ください。「人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防」について御説明いたします。

この施策は、人権が尊重される世界の実現に寄与するため、人権尊重思想の普及高揚並びに人権侵害による被害の救済及び予防を図るなど、国民の人権の擁護を積極的に行うというものです。

測定指標は、「国民一人一人の人権に関する理解・関心の度合いに応じた人権啓発活動の実施状況」及び「人権相談・調査救済体制の整備」の二つの定性的指標を掲げております。

測定指標の実績値を踏まえた各目標の達成状況及び本施策に対する事後評価としましては、二つ設定した測定指標のいずれも目標を達成しており、施策全体としての目標達成度合いの測定結果は、目標達成としています。

基本政策Ⅲに関する説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、今の説明に関して、御質問があればお願いいたします。

井上委員、お願いします。

○井上委員 債権管理回収業の審査監督についてですが、測定指標2のところは、平成27年度の95%から平成28年度は76.2%に減少しており、要は達成されなかったということで、それでも結果はおおむね達成って書かざるを得ない状況だと思います。

私も、やや種類は違うのですが監査をやっていますので、その指摘に関してはよく分かるんですけども、これについて、事実確認をしたいのですが、例えば、過去に指摘したことは、その項目としては直っていましたと。ただ、ここでいう違うグループですよ、業務運営体制という中で、それとは違う新たなものが5件発生してしまったので、グループとして落ちてしまったということなのか、やはり前回指摘したこととほぼ同じ内容のものができていなかったということなのか、そのあたりを教えていただけますでしょうか。

○小島上席補佐官 司法法制部、お願いいたします。

○藤田参事官 司法法制部の藤田でございます。

御質問の件は、御指摘のうち前者の趣旨でございまして、指摘した不備が改善されていない、または、同一の不備が再び起きたというものではありません。指摘する不備に関するグループ分けの中で、同一グループ、ジャンルのものが新たに発生したということでございます。

○井上委員 分かりました。

そうであれば、私は、グループ分けしたために起きた誤謬ではなく、誤謬というか数字上の誤謬ではないかと。例えば、205 ページの数字でいうと、母集団が 21 件ですと。多分、これはもっとあるわけですよ。ここはまた個別のやりとりになってしまいますが、例えば 21 件ありましたと、それが、今回立入検査を行ったら直っていましたと、そうしたら自主的改善率は 100% じゃないですか。ただ、そのジャンルは抜きにして、新たに 5 件新しいものが発生していましたというふうにストレートに表現すれば、ここは 100% になるわけですよ。しかし、それをグループの中に入れてしまうから、21 件が全部直っていたとしても、この 5 件というのに引きずられて 76.2% という数字で説明せざるを得ないという状況に陥っているのであれば、それはもう、数字上、こういう説明で、文章の中で説明するよりは、もう数字で、そういった数字に置きかえたほうが、私は正しい情報が伝わるんじゃないかと思いますが、やはりグループはグループでメリットも多分あるのかもしれないけれども、そのあたりの出し方について、もし何か御意見があればお願いします。

○藤田参事官 司法法制部でございます。貴重な御指摘、ありがとうございます。

御指摘のとおり、確かに、前回の指摘事項が改善しているにもかかわらず、同一グループの指摘を新たに受けたことをもって、再指摘があったとしているため、少し誤解を招くような面があるかと感じております。

他方で、検査における指摘事項というものは、通常、速やかに是正、改善されるものですから、そういう意味では、委員御指摘のように限定した指標に変えた場合には、ほぼ常に 100% になってしまい、指標として適切に機能するかという問題はあり得るかと思っております。

ただ、現在用いている、指摘事項のグループ、ジャンルの中で形式的に区分するという評価が、果たして適切かどうかという点については貴重な御指摘と思っておりますので、事務局とも相談して、検討したいと思っております。

○田中座長 ほかに御質問はございますか。

大沼委員、お願いいたします。

○大沼委員 3 点、御説明お願いしたいと思うんですが、1 点目が、188 ページの地図整備の関係でございます。これは、繰り返し質問させていただいているので恐縮ですがけれども、ただ、189 ページに書いてあるような地図整備の有効性を考えると、これは、何としてでも達成しなければいけない項目だと思います。

達成率自体は非常に高いということですがけれども、ただ、もともとの目標としているエリアというのが非常に狭いこともあって、この 96% の達成率だけで十分な成果が上がっているかどうかという点、全体から見たら、まだまだではないかと思っております。188 ページの下に書いてあるように、東京は 20%、大阪は 14%、名古屋は 22% ということで

すから、非常に整備が急務であって、必要性が高い都市部においては、全体が整備できるのはだいたいいつ頃か、どういうふうな長期スパンのもとに各年度ごとの目標を立てて少しずつやっつけていこうとしているのか、それを教えていただきたいということが1点目です。

2点目は、債権回収について、先ほどの井上委員の質問とも関連しますが、200ページから202ページにかけてのことですが、立入検査をしており、改善率も非常に高いということですが、実際、例えば弁護士としてこういうふうな案件に関与していますと、債権者の中にはいろいろございまして、大体、もともとの金融機関の債権額の例えば5%ぐらいで債権譲渡を受けて、何としてでも利益を上げようとするものですから、会社によっては相当荒っぽい仕事をする会社もいると。

例えば、主債務者が亡くなり、残された主債務者の両親は、お金を借りたかどうかも分からないし、弁済をしたかどうかも分からないという状況で、そのような人たちを狙って、ぱっといきなり支払えというふうな請求をしてきて、それに対する防御ができないとか、あるいは、主債務者のことについての情報を全く知らせないままに、いきなり保証人のほうに請求してきて、資料が全くないものですから、保証人はすぐに防御ができなくて、結局払ってしまうというふうなことがしばしば起きております。

そこで、立入検査ですけれども、どんな場合に立ち入って検査をするのか、その基準というのはどういったことなのか、また、立入検査の結果、どんな問題点が債権回収業者にあるというふうに把握しておられるのか、その点を教えていただきたいと思えます。

3点目ですけれども、208ページに書いてある人権の啓発、相談ですけれども、実施回数も参加人数も非常に増えていることは、極めて喜ばしいことだと思います。ただ、この人権の事業の中身としては、恐らく毎年同じようなことをやっていかざるを得ないと思えます。そういった中で、数と参加人数だけで勝負するとなると、どうしても限界があるのではないかと、もう伸びなくなってしまうというような、そういう問題が生ずるのではないかと感じます。

そこで、人権啓発などの中身において、何を重点に啓発をするのか、それを年ごとに少し変えていけば、この中身については今年はこのぐらい達成できたとか、そういった中身を変えた達成率というのがカウントできるので、それも検討してもいいのではないかと思います。例えば、報告書に書いてあるのは、子供、女性、高齢者というターゲットですが、そういった被害者の年齢とか性別だけではなくて、例えばいじめの問題とか、様々な類型のハラスメントの問題ですとか、いろいろあるかと思いますが、そういったターゲットを絞った達成率ということも年度毎に考えていったほうが、より達成成果を客観化しやすくなるのではないかと思います。その点について御説明をお願いします。

○田中座長 法務省、お願いします。

○小島上席補佐官 一つ目の質問について、民事局、お願いいたします。

○大谷参事官 民事局の大谷でございます。御質問ありがとうございます。

地図の整備の関係でございます。非常に重要な御指摘だというふうに思っております。前回は、2月でしたでしょうか、同様の御指摘をいただきました、ありがとうございます。

地図作成は、不動産に関する基礎的な情報を整備するというものでございまして、経済に与える影響というのは非常に大きいところで、しっかり取り組む必要があると考えております。そういうことから、この資料の187ページの下のほうにもございますけれども、平成26年度、27年度、17平方キロ、18平方キロであったものを、平成28年度は25平方キロメートルと、大幅に対象土地を広げたところでして、民事局、法務局としてもしっかりやっていきたいと思っております。

ただ、大都市部については、前回も申し上げておりましたけれども、権利者が多くて、またその土地の価値が高くて、非常に権利意識も高いというところがあるため、かなり手間がかかるというのが実情でございます。それまでに積み上げてきましたノウハウを生かして、大都市部についてもしっかりやっていこうということでやり始めたところでございます。25平方キロメートルが目標であったところが、結果として24平方キロメートルであったということで、おおむね達成としておりますけれども、もう少し頑張っていきたいと思っております。

熊本の地震がございまして、今回、結局指標を達成できなかったところですが、そういう自然災害が起きるといこともございまして、最終的に、いつまでにこの大都市部について100%になるのかということについては、マンパワーも限られている中で、いつまでに必ずということを上申するのはなかなか難しいのですが、特に大都市部については、10年間で30平方キロメートルを計画的に整備していくとしております。御指摘も踏まえながら、引き続き頑張っていきたいと思っております。ありがとうございます。

○小島上席補佐官 2点目の質問について、司法法制部、お願いいたします。

○藤田参事官 法制部の藤田でございます。

御質問は、債権回収会社の、とりわけ取り立てに関する御質問でございました。

○大沼委員 立入検査をするということは、問題があるからだと思いますが、その場合の基準や、実際に立ち入ってみて、どんな点が問題点として浮かび上がってきているのか等、御説明をお願いします。

○藤田参事官 はい、承りました。

法制部が債権回収会社に対して行う立入検査には大きく二種類ございまして、全ての債権回収会社に対して定期的に、一定期間ごとに実施する定期検査と、特別の事情があった場合に行う特別検査がございます。御指摘のような、例えば、当省に債務者等から苦情なり問い合わせが寄せられる事案であるとか、前回の立入検査の結果から特に必要があるという場合については、随時、定期検査とは別に特別検査を行い、必要な調査をしております。我々としても、限られた人員の中でより効率的、効果的な立入検査の実施に努めているところです。

その結果、どのような内容が指摘されているかという点ですが、債権回収会社につきましては、法令で非常に厳しい規制、ルールが定まっております。現在のところ、おおむね遵守されていると理解をしております。

もっとも、検査による指摘事項としては、大きく分けまして三つのジャンルから改善点や不備が見られる場合がございます。

一つは、委員からも御指摘がございました、個別の債務者等との関係での債権回収行

為において問題がある場合です。これも少数ながら一定数ございますが、むしろ二つ目の類型、具体的には、債権回収会社は非常に多数の債権を管理・回収しておりますので、その多数の債権の管理体制に問題や不備があるような場合、さらには、三つ目として、債権回収会社が回収なり管理をした債権に関しては、詳細な帳簿の記載や保管を義務付けておりますが、その帳簿記載等に問題があるような場合、といった指摘事例が見受けられます。法制部としては、そういった様々な観点から、指導監督を行っているところでございまして、委員から御指摘ございましたような、債権回収会社により不当、違法な回収が行われているのではないかというような御批判、御指摘がないよう、我々としても引き続き、一層適正な監督に努めていきたいと考えております。

○小島上席補佐官 3点目の質問について、人権擁護局、お願いいたします。

○谷中参事官 人権擁護局の谷中でございます。どうも質問ありがとうございます。

御質問は、人権啓発につきまして、一般的な施策だけでなく、ターゲットを絞ったほうがいいのではないかと御指摘だったと思います。非常に重要なことだと思っております。実際、どこまでできているかというところはございますが、我々も様々な、例えば、この中にあります人権の教室ですとか、様々な啓発の中で、ターゲットを絞った形でということをやっているところではございますが、なかなかこの報告書の中に表れていないというふうな御指摘も、非常に重要な点だと思いますので、また今後どう改めるかということを考えてと思います。

例えば、人権教室ですと、ターゲットが小学生ということがございますので、その中で行う啓発となると、やはりいじめが中心、また昨今の状況がございまして、インターネットの使い方といったことを中心にするといったような形で、ターゲットを絞っているというのは実際にやっております。また、子供や女性や高齢者だけではなくということが御指摘ありましたが、もちろんそのとおりだと思っております。例えば、昨年6月にヘイトスピーチの解消法がございまして、その後はかなりヘイトスピーチにターゲットを絞った形での啓発というのもやってきたところではございますが、なかなかこの報告書に表れていないというのは、そのとおりだと思っております。例えば、ポスターの枚数にいたしましても、昨年かなりの枚数打っておりますが、この中の6万枚ぐらいはヘイトスピーチに関するポスターということもございまして、ターゲットを絞った形で実際やらせていただいているところでございますし、またLGBT等、新しい社会問題になってきておりますので、それについて調査研究しながら、どのようなことができるのか、ターゲットをどのように絞っていけばいいのかといったことを、今後も御指摘を踏まえながらやらせていただきたいと思っております。また、よろしくお願いたします。

○田中座長 ありがとうございます。

それでは、次の論点に入りたいと思います。

基本政策V「出入国の公正な管理」、基本政策VI「法務行政における国際化対応・国際協力」、基本政策VII「法務行政全般の円滑かつ効率的な運営」に関する政策について、事務局から評価の概要を説明願います。

○小島上席補佐官 それでは、基本政策V、VI及びVIIについて御説明いたします。

まず、242 ページを御覧ください。基本政策Vの「円滑な出入国審査及び不法滞在者

等の対策の推進」について御説明いたします。

この施策は、我が国の国際交流の推進及び観光立国実現のため、円滑な出入国審査の実施を推進するとともに、安全・安心な社会の実現のため、不法滞在者等の対策を推進するというものです。

測定指標としては、定量的な指標を三つ設定しています。一つ目は「自動化ゲートの利用者登録数を対前年比で増加させる」というもの、二つ目は「自動化ゲートの利用率を向上させる」というもの、三つ目は「在留資格の取消件数を対前年比で増加させる」というものです。

測定指標の実績値等を踏まえた目標の達成状況及び本施策の事後評価につきましては、自動化ゲート利用者登録数及び自動化ゲート利用率は目標達成、在留資格取消件数についてはおおむね達成としており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は、相当程度進展ありと評価しています。

次に、250 ページを御覧ください。基本政策Ⅵの「法務行政における国際協力の推進」について御説明いたします。

この施策は、国際連合と協力して行う研修や、法整備支援等を通じて法務省が有する知見等を他国に提供するなどの国際協力を推進することを目的としております。

測定指標としては、定性的な指標を二つ設定しています。一つ目は「国連アジア極東犯罪防止研修所を通じた国際研修の実施状況」、二つ目は「支援対象国に対する法制度整備支援の実施状況」を掲げております。

測定指標の実績等を踏まえた目標の達成状況や本施策の事後評価につきましては、設定した二つの測定指標についていずれも目標達成しており、施策全体の目標達成度合いの測定結果は目標達成と評価しております。

次に、283 ページを御覧ください。基本政策Ⅶの「施設の整備」について御説明いたします。

今回は、平成 23 年度に庁舎の供用を開始し、それから 5 年を経過した 3 件の事業が評価の対象となっております。今般、事後評価を行うに当たっては、巻末に参考資料として添付しております「法務省大臣官房施設課における事業評価システム」を用いております。

まず、283 ページの「広島法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成 18 年度に事前評価を実施し、平成 19 年度から事業を開始した案件です。事前評価実施時には、広島高等検察庁、広島地方検察庁、中国地方更生保護委員会、広島保護観察所、中国公安調査局、法務総合研究所広島支所、広島入国管理局及び矯正研修所広島支所（研修寮）が入居する計画でしたが、その後、事業の整備範囲の見直しを行った結果、最終的に、矯正研修所広島支所（研修寮）を除いて整備を行いました。

次に、289 ページの「高崎法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成 19 年度に事前評価を実施し、平成 20 年度に事業を開始した案件です。前橋地方検察庁、前橋刑務所高崎拘置支所、東京入国管理局高崎出張所及び長野公安調査事務所高崎駐在官室を集約することで、庁舎の老朽、狭あい等の問題を解決することができました。

最後に、296 ページの「高知法務総合庁舎整備等事業」を御覧ください。

この事業は、平成 19 年度に事前評価を実施し、平成 21 年度から事業を開始した案件です。高知地方検察庁、高知保護観察所及び高知入国管理局高知出張所を集約することで、庁舎の老朽、狭あい等の問題を解消することができました。

基本政策 V, VI 及び VII に関する説明は以上です。

○田中座長 ありがとうございます。

ただいまの説明に関して、御意見、御質問ございますか。

井上委員、お願いします。

○井上委員 法務行政における国際協力の推進でございます。

254 ページの、測定指標 2 関係のところ、昨年の行政事業レビューの点検結果を記載していただいています。前回の点検の趣旨の一つに、オールジャパン体制という記載があり、その中でも、複数の省庁が絡んでいるという中で、問題点としてやはり司令塔がないという点について申し上げたと記憶しています。ここでは、オールジャパン体制で実施したというふうになってはいますが、そのあたりは、私は法務省さんが司令塔になるべきだということを昨年も申し上げましたが、その点についてあまり具体的には書いていなさそうなので、どういう具合に昨年の点検結果の一つの課題である、複数の省庁がまたがる時の問題、要は司令塔をどこが担うか、開発途上国における法制度整備支援における司令塔はどこが担っているのか等について、御質問させていただきます。

○田中座長 法務省、お願いします。

○小島上席補佐官 それでは、法務総合研究所、お願いいたします。

○伊藤副部長 法務総合研究所国際協力部の伊藤でございます。井上委員、御質問ありがとうございます。

昨年の行政事業レビューにおいても、この点について御指摘いただきまして、おっしゃられるとおりの法制度整備支援におきましては、法務省、外務省、JICAを始め、経産省、特許庁等の各省庁、それから最高裁、日弁連、大学、その他民間団体等、様々な組織、個人が関わっておりまして、法制度整備支援を戦略的、効果的に行うために、司令塔的機能を持った組織が必要であるということをお指摘いただいているところでございます。

私どものほうで現時点でお答えできるのは、その点についても、御指摘を踏まえてまだ検討させていただいているところであり、具体的な組織ができ上がったかということについては、まだ申し上げることはできないかと思えます。引き続き検討させていただいているということになるかと思えますが、実際、重要なところといたしましては、これだけたくさんの機関が関わっているということになりますと、連携といっても、実際は名目だけでなかなか実質的なところで全体を見て、大局を見て戦略を立て、かつ重複がなく効果的に行えているのかという疑問があるのかなというふうを考えております。

そういったところでは、実際に法制度整備支援の活動をさせていただいております当所といたしましては、より連携を強化するということには取り組んでおります。そういった観点で、従来から国内の法制度整備支援関係者が一堂に会する法整備支援連絡会という会議を開催してはございましたけれども、さらにそれを補完する形で、法制度整備支援

の重要なパートナーであります J I C A とも協力をして、より頻繁に法制度整備支援の在り方、具体的な課題についての検討を行う会合なども、昨年度以来立ち上げさせていただいておりますので、そうした連携の強化に向けた取組は、引き続きさせていただきたいと思っております。

ありがとうございます。

○田中座長 ほかに御質問ございますか。

御質問がないようでしたら、多少時間がございますので、この機会に、法務省が現在取り組んでいる政策について、事務局から御紹介いただければと思います。

○小島上席補佐官 それでは、少しお時間を頂戴しまして、「民法（債権関係）の見直し」、また「刑法の一部を改正する法律の概要」の二つのテーマについて、御説明させていただきます。

お手元に説明資料というタイトルの資料を御用意いたしましたので、こちらを御覧ください。

それでは、民法の見直しについては民事局から、刑法の一部を改正する法律の概要については刑事局から、説明願います。

民事局、お願いいたします。

○村松参事官 民事局の村松でございます。

まず、民法の関係を私のほうから御説明差し上げます。

資料、3ページあるかと思うんですが、2ページ目のほうから、すみません、御覧いただけますか。今回のこの改正ですけれども、1896年に民法が制定されました後、債権関係の規定とっておりますが、特に契約に関するような部分でございます。こちらの見直しを行ったということになっています。正確には121年ぶりの改正ということになってございますが、この121年の間に、当然ながら社会経済情報は本当に大きく変化しております。取引が特に複雑なものになったり、高度化したりと、いろいろな種類の契約を組み合わせるような形で、極めて大量の取引が行われるように社会が変化している。そのほかにも、高齢化や情報化社会という一般的な変化もございます。

こういったものに合わせまして、新しいルールを導入していく必要があるのではないかと、こういう観点からの見直し。それから、これは民法にかなり特有の事情ですけれども、121年前の法律ということですので、非常に抽象的に書かれていましたので、多数の判例や解釈論で法律の条文の外のところでは基本的なルールが形成されていたと、こういう状況がございました。

したがって、法務省では、平成21年から法制審議会の部会を開きまして、5年以上の時間をかけて、一体どういう論点を、この二つの観点で取り上げていく必要があるのだろうかということを議論し、法案を提出いたしました。

ただ、法案提出したのは、実はその2年前ということになりまして、その後は、国会のほうでの審議を待つという状態がずっと続きました。必ずしも民法の改正に何か批判があったというようなものでは基本的にはなくて、担当の法務委員会のほうが非常に大型法案が立て込んでいたという事情がありまして、順番が回ってこなかったというところがございます。ただ、やはり国会での審議、非常に内容的にも120年ぶりの改正だということ、かなり充実した審議をいただいております、形式的な時間だけで申しま

すと、60 時間を超える審議を国会でも行っていただいております、民事関係の法律の審議時間の中では、本当にここ数十年の中でも一番長い部類に入る、そんなような内容の改正であったということでございます。

その中でも、社会経済の情勢の変化への対応、こちらのほうは、正に実質的なルールを変えて世の中に適合させていこうと、こういう改正項目でして、非常に重要だということですが、この資料の中でいいますと、この水色のほうに書いてございます消滅時効制度についての改正、それから法定利率という、そういう制度の改正などありますが、今日少しお話も出てまいりましたけれども、国会の中でも特に審議が集中したのが、三つ目でございます保証の問題ということになります。

保証の問題も、これも多岐にわたるところですけれども、例えば、一つここにございますように、事業用の融資について、保証人をとるということが現実的には行われてございます。しかし、保証人になるに当たりましては、特に第三者が保証人になるような場合には、安易に保証人になってしまって、後で、いや、こんなに多額の請求が本当に来るとは思わなかったと、迷惑かけないと言われていたのに、こういった問題が現に起きておりますので、そういった問題に対応するために、今回は公証人のところに行ってくださいまして、しっかりとリスクを認識した上で、保証人に本当になるつもりがあるのということを確認してもらい、こういう手続を入れることにしています。この手続にちゃんと行かずに保証契約を締結しましても、その保証契約は無効になると、こういうような強力なルールを入れるといったことをしてございます。

また、このほかにも、保証人に対する説明の義務、こういったものを債権者側に課すといったようなルールを、幾つも今回導入するといったことをしてございまして、そういった形で、保証人の保護を進めていこうと、こういうような取り組みなどをしています。

あと、その次の約款に関するルールといえますのも、これも実質的なルールの変更ですけれども、約款というのは非常に分厚い契約書の束のようなものですが、こういったものを使った契約が、今実際には非常に行われているわけですが、そういったものについてのルールが、実は民法にはございませんでしたので、そういったあたりのルールをしっかりと、基本的なルールとして入れていく。特に約款につきましては分厚いですので、細かいところ全く読みませんけれども、それでも契約としては成立していく、しかし、成立させるとしても、やはりおかしい条項の効力は否定する、そういう余地も認めなきゃいけない、こういったような全般的な観点から、約款についてのルールを入れていく、こういったような改正をしております。

今後の予定に関しましては、途中で御質問もありましたので御説明いたしましたけれども、2020 年あたりの施行を目指しまして、その施行準備というものに努めてまいりたいというふうに考えております。特に契約にまつわる改正でございますので、各種の団体との間で、現在でも説明要請などいただきまして、講演の形、あるいはもうちょっと細かく、標準的な契約書というものを、例えば見直すに当たって、今回の改正の趣旨を教えてもらいたいというような、こういうような要望に応える形で、その周知を図ってまいりまして、3 年後に円滑に新しい立法に対応する、こういったような形で進めていきたいというふうに考えて、現在取り組みを開始したところでございます。

債権関係の見直しの御報告は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

じゃ、刑事関係お願いします。

○上原参事官 刑事局の上原でございます。

それでは、刑事局からも、法律について説明をさせていただきます。

説明資料2を御覧ください。先般の第193回通常国会におきまして、刑法の一部を改正する法律が成立いたしました。平成29年6月23日に公布されました。来週13日が施行でございます。

この法律は、近年における性犯罪の実情等に鑑み、事案の実態に即した対処をするため、強姦罪の構成要件の見直しを行うのと、刑法における性犯罪の罰則規定について、所要の法整備を行うものでございます。

この法律の要点について申し上げます。4点でございます。

1点目、資料の①の欄でございます。強姦罪の構成要件及び法定刑の見直し等についてでございます。

この法律による改正前の刑法第177条等は、女子に対する姦淫のみを強姦罪等の対象として、強制わいせつ罪よりも重く処罰するものとしておりましたが、その構成要件を見直し、行為者及び被害者の性別を問わず、肛門性交及び口腔性交を性交と同じく重い処罰の対象とすることとした上で、その法定刑の下限を懲役3年から懲役5年に引き上げるとともに、被害者を死傷させた場合の罪の法定刑の下限も、懲役5年から懲役6年に引き上げるなどしました。

その理由でございますが、肛門性交や口腔性交は、性交の場合と同様の濃厚な身体的接触を強いられるものでございまして、現行法の強姦と同様の悪質性・重大性を有すると考えられたこと、近時における性犯罪の量刑の実情等に照らすと、法定刑を強盗罪等と同程度に引き上げるのが相当であると考えられたことなどによります。このような見直しを行った上で、強姦罪の罪名を「強制性交等罪」に改めることといたしました。

②のところ、2点目でございますが、監護者わいせつ罪及び監護者性交等罪の新設についてでございます。

18歳未満の者につきましては、一般に精神的に未熟である上、生活全般にわたって自己を監督し保護している監護者、親とかでございますが、精神的にも経済的にも依存しておりまして、そのような依存・被依存ないし保護・被保護の関係にある監護者が、その影響力があることに乗じて18歳未満の者と性交等をすることは、強制性交等罪などと同じく、これらの者の性的自由ないし性的自己決定権を侵害するものであるといえまして、強制性交等罪などと同様の悪質性・当罰性が認められると考えられました。そこで、そのような行為について新たな犯罪類型を設け、強制性交等罪などと同様に処罰する規定を設けることといたしました。

3点目でございます。強盗強姦罪の構成要件の見直し等についてでございます。

この法律による改正前の刑法におきましては、強盗犯人が強姦をしたときには、強盗強姦罪として、無期または7年以上の懲役という重い法定刑が規定されておりましたが、強姦犯人が強盗をした場合には、このような規定がなく、一般的な併合罪の規定に従いまして、その処断刑は5年以上30年以下の懲役となり、強姦行為と強盗行為との先後関係等によって、犯人に科すことができる刑に大きな差異がございました。

しかし、強姦行為と強盗行為との先後関係等によって、被害の重大さに違いがないにもかかわらず、科すことのできる刑に大きな差異があることを合理的に説明することは困難であると考えられたことから、同一の機会において、強姦行為と強盗行為とを行った場合につき、改正前の刑法の強盗強姦罪と同様の法定刑で処罰できるようにするなどの整備を行うことといたしました。

最後、4点目でございます。強姦罪等の非親告罪化についてでございます。

改正前の刑法におきましては、強姦罪や強制わいせつ罪等は被害者のプライバシー等を保護する観点から親告罪とされていましたが、現状においては、告訴するか否かの選択が迫られているように感じられる場合があるなど、親告罪であることによって、かえって被害者に精神的な負担を生じさせてしまうことが少なくない状況に至っていると認められましたので、これらの罪を非親告罪化することといたしました。

刑法の一部を改正する法律の趣旨及び概要の説明は以上でございます。

○田中座長 ありがとうございます。

委員の方々、何か御質問、御意見ございますでしょうか。

特に発言がないようでしたら、本日の審議事項については終了したいと思いますのですが、よろしいですか。

最後に、今後の予定について、事務局からお願いします。

○小島上席補佐官 本日は、委員の皆様方から様々な貴重な御意見を賜りまして、誠にありがとうございました。本日の御意見・御指摘を踏まえまして、改めて評価書の内容について検討し、早期に取りまとめ、法務省ホームページで公表したいと考えております。また、本日の議事内容につきましては、議事録を作成の上、ホームページで公表することとしております。

今後の予定でございますが、次回の政策評価懇談会につきましては、持ち回りでの開催により、「平成 29 年度法務省事前評価実施結果報告書（案）」について御審議いただく予定でございます。8月上旬に資料を送付させていただきますので、御審議のほどよろしく願いいたします。

さらに、その次の政策評価懇談会につきましては、「平成 30 年度法務省事後評価の実施に関する計画（案）」について御審議いただく予定としております。日程につきましては、来年2月下旬の開催を予定しております。後日、改めて委員の皆様方の御都合をお伺いした上で、事務局から御案内申し上げます。

本日は、お忙しいところ、本当にありがとうございました。

○田中座長 それでは、時間となりましたので、本日はこれで閉会とさせていただきます。皆様、どうもありがとうございました。